### 後期高齢者医療制度 入院時には別途、食費・居住費が必要です

### 表1入院時の食費の負担額

	食費(1食)				
市民税課税世	460円 ※注1				
市民税非課税世帯	低所得者II	210円			
	長期入院該当者	160円			
	低所得者I	100円			

※注1…以下に該当する方は260円です。

- ・指定難病患者の方
- ・平成28年3月31日の時点で、1年以上継続して精神病 床に入院し、平成28年4月1日以後も引き続き医療機 関に入院(同日内に転院する場合を含む)している方

#### 表2 療養病床入院時の食費・居住費の負担額

※入院医療の必要性が高い方の食費は、表1の負担額が適用されます。

	区分	食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯		460円 ※注2	370円
市民税非課税世帯	低所得者II	210円	370円
	低所得者I	130円	370円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

※注2…管理栄養士または栄養士による栄養管理な どが行われている保険医療機関以外の場合 は420円です。

非課税世帯の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | を病院の窓口に提示することで、 表1 お よび 表2 の市民税非課税世帯の額が適用されます。市民税非課税世帯に属する方で、減額認定証をお持ちでない方 は、保険医療課医療保険年金係、または各支所で申請してください。申請月の初日から有効です。

※標準負担額減額認定証を提示しない場合は、市民税課税世帯の負担額が自己負担になります。

《申請時必要書類等》 ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・個人番号(マイナンバー)

# ●低所得者 I

同一世帯の世帯員全員が市民税非課税で、世帯の各種所 得(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)の合 計額が0円の方

### 低所得者II

同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の方(低所得者 I を除く)

### ●老齢福祉年金受給者

低所得者 I の方で、老齢福祉年金受給者(全額支給停止 の方を除く)で、同一世帯の世帯員全員が市民税非課税

### ● 用語解説

低所得者Ⅱの方で、過去12か月間で入院合計日数※注3が 90日を超えた方※注4(90日を超えた時点で申請が必要) ※注3…標準負担額減額の認定(低所得者Iを除く)を受 けていた期間の入院日数に限ります。

※注4…当広域連合の被保険者になる以前に加入してい た医療保険での入院日数も算定対象です。

### ●療養病床

●長期入院該当者

症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に 慢性疾患のために病院内に設けられた病床(病棟)。医療 保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介 護型病床があります。

間保険医療課 医療保険年金係 担当:桑田 ☎・お太助フォン42-5619 월42-2130

# 広島県アダプト活動団体の募集

広島県では、県が管理する道路(対象区間100m 以上) や河川 (一・二級河川で対象区間50m以上) の 清掃・緑化・草刈などの活動を行う団体や企業を随 時募集し、「アダプト活動認定団体」に認定し支援を 行っています。

### ■アダプト活動

住民や企業・団体が主体となり、ボランティアで清 掃・緑化・草刈などの美化活動を行い、道路や河川な どの公共空間をわが子のように面倒を見ていく活動。

### ■支援内容

9

・団体、企業名の表示板設置(希望する団体のみ)

- ・活動に伴う傷害、及び賠償責任保険の加入
- ・活動経費の一部を奨励金として交付「ひろしまアダ プト活動支援事業

この事業の事務は、県がNPO法人ひろしまアダプ トに委託して実施されており、申請書の受付期限は6 月末です。申し込みは、管理課建設管理係または広島 県西部建設事務所で受け付けています。様式は、広 島県ホームページからダウンロードするか、管理課建 設管理係へお問い合わせください。

問管理課 建設管理係 担当:力石 ☎・お太助フォン 47-1201 월 47-1206

# 制度に関する お知らせ

# 行政情報

### 児童手当受給者は、公務員採用・ 退職時に手続きが必要です

本市にお住まいで児童手当を受給している方が、 公務員に採用された、もしくは公務員を退職した場合 は、手続きが必要です。

### ■公務員に採用された方

本市での受給資格は消滅し、所属庁に対し申請が 必要です。

### ■公務員を退職した方

所属庁での認定が消滅し、市に対し申請が必要で す。

#### 《申請方法(例)》

### ●4月1日付で公務員に採用された方

市へ受給事由消滅届を提出後、4月中に新たな勤務 先の所属庁へ認定請求書を提出。

#### ●3月31日付で公務員を退職した方

所属庁へ受給事由消滅届を提出後、退職後の翌日 から起算して15日以内に市へ認定請求書を提出。

※独立行政法人や、地方独立行政法人、公益法人に 勤務する方は、市が認定します。

※申請が遅れると、原則遅れた月分の児童手当が受 けられません。

問子育て支援課 児童福祉係 担当: 實村 ☎・お太助フォン 47-1283 월 42-2130

# 人権擁護委員が委嘱されました

市では現在14名の方が法務大臣から、人権擁護委 員として委嘱されています。

平成31年1月1日付で、次のとおり委嘱されました。

- ・藤田美佐子さん(新任)
- ・中本吉徳さん (再任)

### ■人権擁護委員の活動

さまざまな経験を生かし、地域のみなさんからの人 権に関する相談や、人権について関心を持ってもらえ るような啓発活動を行っています。また、「人権を侵 害された。| と申告等があった場合、事案に応じて法 務局の職員と協力して事実関係を調査し、被害者の 救済のため最善の方法を一緒に考えます。

問人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当:倉田 ☆・お太助フォン 42-5630 월 47-1206

### 各種手当額が増額改定されます

下記手当の支給額は、毎年の全国消費者物価指数 の変動に応じて改定されます。平成31年4月からの支 給額は、平成30年全国消費者物価指数の上昇(前年比 +1.0%) により、下記のとおり増額改定されます。

名称	区分		●改定後金額	増額		
	全部支給		42,910円	410円1		
	一部支給		42,900円 ~10,120円	410円1 ~90円1		
児童	第2子 加算額	全部支給	10,140円	100円1		
扶養手当		一部支給	10,130円 ~5,070円	100円1 ~50円1		
	第3子以降加算額	全部支給	6,080円	60円1		
		一部支給	6,070円 ~3,040円	60円1 ~30円1		
特別児童	1級		52,200円	500円1		
扶養手当	2級		34,770円	340円1		
特別障害	1級		52,150円	500円1		
給付金	2級		41,720円	400円1		
特別障害者	特別障害者手当			260円1		
障害児福祉	障害児福祉手当			<b>書児福祉手当</b> 14,790円		140円1
経過的福祉手当			14,790円	140円1		

問子育て支援課 児童福祉係 担当: 實村・大上 ☎・お太助フォン 47-1283 월 42-2130

間保険医療課 医療保険年金係 担当:重永

☆・お太助フォン 42-5619 월 42-2130

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原

☎・お太助フォン 42-5615 월 42-2130

## 軽白動車税 減免申請案内書を5月に発送します

これまで、4月に発送してた軽自動車税の減免申請 案内書(前年度減免を受けられた方用)を、平成31年 度からは、5月に納税通知書とあわせて発送します。

#### 《提出期限》

5月24日(金)

#### 《申請時必要書類等》

従来通り ※広報あきたかた5月号に掲載予定

問税務課 市民税係 担当:岡田

☎・お太助フォン 42-5614 월 42-2130